

生活環境の保全等に関する条例

生活環境の保全等に関する条例施行規則

第二節 建築物等の解体等に係る石綿の排出等の規制等

(用語)
 第四十条の二 この節及び第百五条第三項において、「石綿排出等作業」とは、石綿を発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの（以下「石綿含有建築材料」という。）が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

2 この節及び第百五条第三項において、「特定排出等工事」とは、石綿排出等作業を伴う建設工事をいう。

(事前調査等)

第四十条の三 建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該建築物等に係る石綿含有建築材料の使用の有無その他の規則で定める事項について調査しなければならない。

(石綿含有建築材料)

第十六条の二 条例第四十条の二第二項の規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料で当該建築材料の質量に対する石綿の質量の割合が〇・一パーセントを超えるものとする。

- 一 吹付け石綿
- 二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）
- 三 石綿を含有する板状に成形された建築材料（樹脂により被覆され、又は固形化されているものを除く。以下「石綿含有成形板」という。）

(石綿排出等作業)

第十六条の三 条例第四十条の二第一項の規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 前条に規定する建築材料（以下「石綿含有建築材料」という。）（石綿含有成形板を除く。）が使用されている建築物その他の施設（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業（以下「解体等作業」という。）
- 二 石綿含有建築材料（石綿含有成形板に限る。）が使用されている建築物等（専ら人の居住の用に供する建築物のうち、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物以外の建築物であつて、当該建築物の延べ面積が三百平方メートル未満のものを除く。）の解体等作業

(事前調査の方法)

第十六条の四 条例第四十条の三第一項の規定による調査は、次に掲げる方法により行われなければならない。

- 一 設計図書その他の資料の確認
- 二 目視

2 前項各号に掲げる方法によつては建築物等における石綿含有建築材料の使用の有無等を確認することができないときは、知事が別に定める方法により、建築物等の建築材料の一部を試料として採取し、当該試料中の石綿の含有の状況を分析することにより条例第四十条の三第一項の規定による調査を行うものとする。ただし、当該建築物等に石綿含有建築材料が使用されているものとして、条例及びこの規則の規定に基づいて建築物等の解体等作業を伴う建設工事を施工する場合は、この限りでない。

(事前調査における調査事項)

第十六条の五 条例第四十条の三第一項の規則で定める事項は、石綿含有建築材料の使用の有無並びに石綿含有建築材料が使用されている場合にあつては、その種類並びに種類ごとの使用面積及び使用箇所とする。

生活環境の保全等に関する条例	生活環境の保全等に関する条例施行規則
<p>2 前項に規定する者は、当該建設工事に着手するまでに、規則で定めるところにより、同項の規定による調査の結果を、当該建築物等の公衆の見やすい箇所に表示しなければならない。</p> <p>(勸告)</p> <p>第四十条の四 知事は、前条第一項に規定する者が、同項の規定による調査又は同条第二項の規定による表示をしていないときは、当該者に対し、これらの行為を行うべきことを勧告することができる。</p> <p>(作業実施基準)</p> <p>第四十条の五 石綿排出等作業に係る規制基準(以下「作業実施基準」という。)は、石綿排出等作業の種類ごとに、石綿排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。</p> <p>(敷地境界基準)</p> <p>第四十条の六 石綿排出等作業に係る隣地との敷地境界における規制基準(以下「敷地境界基準」という。)は、石綿排出等作業の場所から大気中に排出され、又は飛散するものについて、石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の許容限度として、規則で定める。</p> <p>(石綿排出等作業の実施の届出)</p> <p>第四十条の七 石綿排出等作業(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十二項に規定する特定じん排出等作業及び規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を伴う建設工事を施工しようとする者は、石綿排出等作業の開始の日の十四日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 建設工事の場所 三 石綿排出等作業の種類 四 石綿排出等作業の実施の期間 五 石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 六 石綿排出等作業の方法 七 第四十条の十二の規定により大気中の石綿の濃度を測定しなければならない場合にあつては、当該濃度の測定計画 	<p>(事前調査の結果の表示)</p> <p>第十六条の六 条例第四十条の三第二項の規定による表示は、縦四十センチメートル以上、横六十センチメートル以上の掲示板を設置することにより行われなければならない。</p> <p>2 前項に規定する掲示板には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 建築物等の解体等作業を伴う建設工事を施工しようとする者の氏名又は名称、住所及び連絡場所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 石綿含有建築材料の使用の有無及び石綿含有建築材料が使用されている場合にあつては、その種類 三 石綿含有建築材料の使用の有無について調査した年月日 <p>3 条例第四十条の三第二項の規定による表示は、建築物等の解体等作業を伴う建設工事が完了するまでの間、行われなければならない。</p> <p>(作業実施基準)</p> <p>第十六条の七 条例第四十条の五の規則で定める作業実施基準は、別表第九の二に掲げるとおりとする。</p> <p>(敷地境界基準)</p> <p>第十六条の八 条例第四十条の六の規則で定める敷地境界基準は、知事が別に定める測定法により測定された大気中の石綿の濃度が一リットルにつき十本であることとする。</p> <p>(実施の届出を要しない石綿排出等作業)</p> <p>第十六条の九 条例第四十条の七第二項の規則で定める石綿排出等作業は、石綿含有建築材料(石綿含有成形板に限る。)が使用されている建築物等に係る石綿排出等作業であつて、当該石綿含有成形板の使用面積が十平方メートル未満であるものとする。</p> <p>(石綿排出等作業の実施の届出)</p> <p>第十六条の十 条例第四十条の七第一項又は第二項の規定による届出は、石綿排出等作業実施届出書(様式第七号の二)を提出して行われなければならない。</p>

生活環境の保全等に関する条例

生活環境の保全等に関する条例施行規則

- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出には、当該石綿排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

- 2 条例第四十条の七第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - 二 石綿排出等作業の工程を明示した特定排出等工事の工程の概要
 - 三 発注者の氏名又は名称
 - 四 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - 五 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合にあっては、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

(大気汚染防止法に基づき届出に係る石綿濃度の測定計画の届出)

(大気汚染防止法に基づき届出に係る石綿濃度の測定計画の届出)

第四十条の八 大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、前条第一項第七号に掲げる事項を併せて知事に届け出なければならない。

第十六条の十一 条例第四十条の八の規定による届出は、石綿濃度測定計画届出書(様式第七号の二)を提出して行わなければならない。

(計画変更命令)

第四十条の九 知事は、第四十条の七第一項の規定による届出又は前条の規定による届出(大気汚染防止法第十八条の十五第二項の規定による届出に係るものを除く)があつた場合において、これらの届出に係る石綿排出等作業の方法が作業実施基準に適合しないと認めるとき又は敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る事項の変更を命ずることができる。

(作業実施基準及び敷地境界基準の遵守義務)

第四十条の十 特定排出等工事を施工する者は、当該特定排出等工事における石綿排出等作業について、作業実施基準及び敷地境界基準を遵守しなければならない。

(作業実施基準等適合命令等)

第四十条の十一 知事は、特定排出等工事を施工する者が当該特定排出等工事における石綿排出等作業について作業実施基準又は敷地境界基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該石綿排出等作業について作業実施基準若しくは敷地境界基準に従うべきことを命じ、又は当該石綿排出等作業の一時停止を命ずることができる。

生活環境の保全等に関する条例	生活環境の保全等に関する条例施行規則
<p>(石綿の濃度の測定)</p> <p>第四十条の十二 特定排出等工事を施工する者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>(発注者等の配慮)</p> <p>第四十条の十三 建築物等の解体、改造又は補修の工事の発注者は、その発注に当たり、設計図書を提供その他の当該工事に係る建築物等における石綿含有建築材料の使用の状況に関する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>2 特定排出等工事の発注者は、当該特定排出等工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業実施基準又は敷地境界基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。</p>	<p>(石綿の濃度の測定等を行うべき者)</p> <p>第十六条の十二 条例第四十条の八及び第四十条の十二の規則で定める者は、石綿排出等作業であつて、当該作業に係る石綿含有建築材料(石綿含有成形板を除く。)の使用面積の合計が五十平方メートル以上であるものを伴う特定排出等工事を施工する者とする。</p> <p>(石綿の濃度の測定及び測定結果の記録)</p> <p>第十六条の十三 条例第四十条の十二の規定による石綿の濃度の測定は、知事が別に定める測定法により、別表第九の三の上欄に掲げる時期の区分ごとに、同表の中欄に掲げる回数、同表の下欄に掲げる場所で行わなければならない。</p> <p>2 条例第四十条の十二の規定による記録は、次に掲げる事項の記録とともに、三年間保存しなければならない。</p> <p>一 測定年月日及び時刻</p> <p>二 測定時の天候</p> <p>三 測定者</p> <p>四 測定場所</p> <p>五 石綿排出等作業の実施状況</p>

生活環境の保全等に関する条例

生活環境の保全等に関する条例施行規則

第八章 雑則

第七章 雑則

(環境審議会への諮問)

第百三条 知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

- 一 第十七条第五項に規定する届出施設
- 二 第十七条第六項に規定する届出工場等
- 三 第十八条第二項の規制基準
- 四 第四十九条第二項に規定する届出施設
- 五 第五十条第二項の排水に係る排水基準
- 六 第五十一条第一項の特定事業場排水に係る排水基準
- 七 第七十条第一項に規定する特定用途
- 八 第七十条第二項に規定する技術的基準
- 九 第八十一条の二十二第二項に規定する第一種管理化学物質及び同条第三項に規定する第二種管理化学物質
- 十 第八十二条第一項に規定する届出施設
- 十一 第八十二条第二項に規定する特定建設作業
- 十二 第八十四条の規制基準

(市町村長の意見聴取)

第百四条 知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

- 一 第七十条第一項に規定する地下水採取規制地域
- 二 第八十三条第一項の規制地域
- 三 第九十八条の規則で定める区域

(報告及び検査)

第百五条 知事は、この条例(第三十九条の四、第三十九条の五、第三章第二節、第三章第三節第一款及び第五章第三節の規定を除く。)の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭、(以下「汚染物質等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設若しくは管理化学物質等の排出、移動若しくは取扱いに係る施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等し、若しくは管理化学物質等を排出等する施設その他の物件を検査させることができる。

- 一 ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者
- 二 第四十一条の四(第百条の二において準用する場合を含む。)の規定により勧告を行う必要があると知事が認める者
- 三 第四十六条第二項の規定により勧告を受けた者
- 四 第四十七条の規定に違反するおそれがあると知事が認める者
- 五 第四十九条第三項に規定する排水を排出する者又は同条第四項に規定する特定事業場排水を排出する者
- 六 第七十六条の規則で定める者
- 七 第七十七条に規定する地下浸透水を浸透させる者

生活環境の保全等に関する条例

生活環境の保全等に関する条例施行規則

- 八 管理化学物質取扱事業者
- 九 規制地域内において第八十二条第二項に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施工する者
- 十 規制地域内において第八十五条の規則で定める工場又は事業場から騒音又は振動を発生させる者
- 十一 第九十六条第一項から第三項までに規定する商業宣伝を目的として拡声機を使用する者
- 十二 第九十七条の規定により音響機器の使用の制限を受ける者
- 十三 第九十八条の規定により営業又は作業の制限を受ける者
- 2 知事は、第三十九条の四及び第三十九条の五の規定の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、タンクローリーの接続設備の接続若しくは設置の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に当該燃料用ガソリンの移送の場所その他次に掲げる者の事務所等に立ち入り、当該タンクローリーその他の物件を検査させることができる。
 - 一 第三十九条の四第一項の燃料用ガソリンを移送する者
 - 二 第三十九条の四第二項の燃料用ガソリンを販売し、又は運搬する者
- 3 知事は、第三章第二節の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、第四十条の三第一項の規定による調査若しくは石綿排出等作業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定排出等工事の場所その他次に掲げる者の事務所等に立ち入り、当該調査若しくは石綿排出等作業の実施状況を検査させることができる。
 - 一 第四十条の三第一項に規定する建設工事を施工し、又は施工した者
 - 二 特定排出等工事を施工し、又は施工した者
- 4 知事は、第三章第三節第一款の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、対策地域を発地又は着地とする対象自動車の通行の状況、車種規制適合車等への適合車等標章の表示の状況、車種規制適合車等の使用の求め及び確認の状況、車種規制適合車等の使用の周知のための措置の状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の事業所等に立ち入り、対象自動車その他の物件を検査させることができる。
 - 一 対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行う者
 - 二 荷主等
 - 三 旅行業者
 - 四 施設管理者
 - 五 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者
- 5 知事は、第五章第三節第二款及び第三款の規定の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

生活環境の保全等に関する条例	生活環境の保全等に関する条例施行規則
<p>一 土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等</p> <p>二 管理区域内の土地の所有者等</p> <p>三 管理区域内の土地において汚染の除去等の措置又は土地の形質の変更を行い、又は行った者</p> <p>6 知事は、第五算第三節第四款の規定の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、汚染土壤の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の事務所、当該汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壤の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該汚染土壤の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>一 汚染土壤を当該管理区域外に搬出した者</p> <p>二 汚染土壤の運搬を行った者</p> <p>7 前各項の規定により立ち検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>(公表)</p> <p>第百六条 知事は、第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条第一項、第四十条の十、第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第七十八条の規定若しくはこれらに相当する法律の規定又は第八十五条の規定に違反している者があると認めるときは、必要に応じ、その旨を公表するものとする。</p> <p>2 知事は、第八十一条の七又は第八十一条の二十八第三項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。</p> <p>3 知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第七十八条 条例第百五条第七項の証明書は、身分証明書(様式第三十三号)とする。</p>

第九章 罰則

第百十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条、第二十六条、第三十七条第二項から第三項まで又は第三十八条第一項の規定による命令に違反した者
- 二 第四十条の二十六第二項の規定に違反した者
- 三 第五十五条、第六十一条第一項又は第六十二条第一項の規定による命令に違反した者
- 四 第七十条第二項の規定に違反して地下水を採取した者
- 五 第七十五条第二項、第七十九条第一項、第八十六条第二項又は第九十条第二項の規定による命令に違反した者
- 六 第八十一条の九第四項、第八十一条の十三第四項、第八十一条の十六第四項又は第八十一条の二十の規定による命令に違反した者
- 七 第八十一条の十の規定に違反した者

第百十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十五条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 二 第三十七条第四項、第三十九条の五第二項若しくは第二項、第四十条の九又は第四十条の十一の規定による命令に違反した者
- 三 第四十条の二十六第二項の規定に違反した者
- 四 第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定に違反した者
- 五 第六十四条第二項、第六十八条、第八十条第二項又は第八十一条の二十八第二項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第二号又は第四号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第百十四条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第一項の規定による届出（第十七条第四項に規定する一般粉じん（以下「一般粉じん」という。）に係る届出施設に係る届出を除く。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第二十三条第一項の規定による届出（一般粉じんに係る届出施設に係る届出を除く。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第四十条の七第一項又は第四十条の八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第四十八条の規定による命令に違反した者
- 七 第五十二条又は第五十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 八 第八十一条の十三第二項又は第八十一条の十六第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2. 揮発性有機化合物に係る届出施設に係る使用及び管理の状況をより適切に把握できると認められる事項がある場合には、この表の第五欄に掲げる事項に代えて、その事項を記録事項とすることができる。
3. 安全上の理由その他やむを得ない理由によりこの表の第五欄に掲げる事項を記録することが困難な場合には、当該事項に代えて、この表の第五欄に掲げる事項のうち確認時の状況若しくは前回確認後の稼働状況のいずれか又は揮発性有機化合物に係る届出施設に係る使用及び管理の状況を適切に把握できると認められる事項を記録事項とすることができる。

別表第九 (第十六条関係)

項	揮発性有機化合物の排出の合計量の算出に用いた方法	記録事項	記録頻度
一	知事が別に定める測定方法による揮発性有機化合物の量の測定結果から算出する方法	一 揮発性有機化合物濃度 二 排出ガス量 三 排出ガスの温度、排出ガス中の水分の量その他の揮発性有機化合物の排出量の算出に必要な事項	原則として毎年一回以上
二	物質収支から算出する方法	一 指定揮発性有機化合物発生施設又は塗装ラインごとの塗料及び溶剤の使用量 二 一の塗料の使用時における溶剤の含有率 三 処理装置における揮発性有機化合物の処理効率その他の揮発性有機化合物の排出量の算出に必要な事項	原則として毎月一回以上又は一連の製品生産の期間ごと
三	単位塗装量当たりの揮発性有機化合物の排出量から算出する方法	一 指定揮発性有機化合物発生施設又は塗装ラインごとの単位塗装量当たりの揮発性有機化合物の発生量 二 塗装作業量 三 塗装施設における塗着効率その他の揮発性有機化合物の排出量の算出に必要な事項	原則として毎月一回以上又は一連の製品生産の期間ごと

備考

- 1 この表の第二欄に掲げる方法と同等以上の精度を有すると認められる方法については、この表の第三欄に掲げる事項に代えて、当該方法に係る揮発性有機化合物の排出の合計量を適切に把握できる事項を記録事項とする。
- 2 安全上の理由その他やむを得ない理由によりこの表の第三欄に掲げる事項を記録することが困難な場合には、当該事項に代えて、揮発性有機化合物の排出の合計量を適切に把握できると認められる事項を記録事項とすることができる。

別表第九の二 (第十六条の七関係)

一 石綿の排出等の防止に係る基準

項	石綿排出等作業の種類	石綿の排出等を防止するために講ずる措置
一	第十六条の三第一号に掲げる作業のうち、解体に係るもの(次項又は三の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して石綿排出等作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有建築材料(石綿含有成形板を除く。以下この項において同じ。)を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 石綿含有建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。

		<p>ロ 作業場を責任に持ち、作業場の排気に日本工業規格Z8122に定めるH E P Aフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること、及び石綿排出等作業が終了するまでの間、当該装置を良好な状態で運転すること。</p> <p>ハ 除去する石綿含有建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 石綿含有建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、石綿含有建築材料を除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿を処理すること。</p> <p>ホ 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
二	<p>第十六条の三第一号に掲げる作業のうち、解体に係るもので、石綿含有建築材料（吹付け石綿及び石綿含有成形板を除く。以下この項において同じ。）を掻き落とし、切断し、又は破砕すること以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 石綿含有建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する石綿含有建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、石綿含有建築材料を除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿を処理すること。</p> <p>ニ 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
三	<p>第十六条の三第一号に掲げる作業のうち、解体に係るもので、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ石綿含有建築材料（石綿含有成形板を除く。）を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>イ 石綿排出等作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>ロ 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
四	<p>第十六条の三第一号に掲げる作業のうち、改造又は補修に係るもの</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分に使用されている石綿含有建築材料（石綿含有成形板を除く。以下この項において同じ。）を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 石綿含有建築材料を掻き落とし、切断し、又は破砕する方法により除去する場合は、一の項下欄イからニまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は、二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 石綿含有建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該石綿含有建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該石綿含有建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
五	<p>第十六条の三第二号に掲げる作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分に使用されている石綿含有建築材料（石綿含有成形板に限る。以下この項において同じ。）を除去するか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定排出等工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。</p> <p>ロ 原則として、手作業により原形のまま除去すること。やむを得ず機械等を使用して除去する場合は、石綿含有建築材料に散水してこれを除去すること。</p> <p>ハ 除去後の石綿含有建築材料を切断する場合は、集じん装置を備えた切断機を使用すること。</p> <p>ニ 除去後の石綿含有建築材料を破砕しないこと。</p> <p>ホ 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>

掲示板の設置に係る基準

- 石綿排出等作業を行う建築物等の公衆の見やすい箇所に、当該作業の期間中、次に掲げる事項を記載した縦四十七センチメートル以上、横六十センチメートル以上の掲示板を設置すること。
- イ 特定排出等工事を施工する者の氏名又は名称、住所及び連絡場所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ロ 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名又は名称、住所及び連絡場所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ハ 現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ニ 石綿排出等作業を行う期間及び工程
 - ホ 石綿の飛散を防止するために講ずる措置の内容
 - ヘ 条例第四十条の十二の規定により大気中の石綿の濃度を測定しなければならない場合にあつては、当該濃度の測定計画
 - ト 条例第四十条の七第二項若しくは第二項又は大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第十八条の十五第一項若しくは第二項の規定による届出をした年月日及び当該届出書の受理番号(届出を要しない場合には、その旨)

別表第九の三(第十六条の十三関係)

石綿排出等作業の開始前	一回	石綿排出等作業の期間中、石綿の濃度が最も高くなると予想される敷地の境界線上の一の場所。
石綿排出等作業の期間中	石綿排出等作業の日数が六日までごとに一回	前項に定める場所、当該場所から石綿排出等作業を行う場所の中心を結んで引いた直線が敷地の境界線と交わる場所及び当該直線と当該中心で直交する直線が敷地の境界線と交わる場所
石綿排出等作業の完了後	一回	前項の規定により測定した結果、最も高い濃度が測定された一の場所

別表第九の四(第十六条の十五関係)

項	対象自動車の種類	特 定 日
一	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(以下この表において「令」という。)第四条第一号に掲げる普通貨物自動車	初度登録日(対象自動車が初めて道路運送車両法第四条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいい、その日が平成十四年十月一日以降であるときは同年九月三十日とする。以下同じ。)から起算して九年間の末日に当たる日
二	令第四条第二号に掲げる小型貨物自動車	初度登録日から起算して八年間の末日に当たる日
三	令第四条第三号に掲げる大型バス	初度登録日から起算して十二年間の末日に当たる日
四	令第四条第四号に掲げるマイクロバス	初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日
五	令第四条第六号に掲げる特種自動車(次項及び七の項に掲げるものを除く。)	初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日
六	令第四条第六号に掲げる特種自動車(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減等に関する特別措置法施行令別表第二の五の項の規定に基づく環境大臣が定める特種自動車等(平成五年環境庁告示第二十五号。次項において「告示」という。)第一号イ又は八に掲げるものに限る。)	初度登録日から起算して二十年間の末日に当たる日
七	令第四条第六号に掲げる特種自動車(告示第一号ロ又は二に掲げるものに限る。)	初度登録日から起算して十五年間の末日に当たる日

石綿排出等作業実施届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住所
氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の7第1項(第2項)の規定により、石綿排出等作業の実施について、次のとおり届け出ます。

建設工事の場所	(建設工事の名称)		
石綿排出等作業の種類	1 吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材又は石綿含有断熱材に係る作業 (1) 解体作業 (2) 石綿含有建築材料を掻き落とし、切断し、又は破碎すること以外の方法で除去する解体作業 (3) 石綿含有建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 (4) 改造又は補修の作業 2 石綿含有成形板に係る作業		
石綿排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号	
	至 年 月 日	※受理年月日	
石綿含有建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿含有保温材 3 石綿含有耐火被覆材 4 石綿含有断熱材 5 石綿含有成形板	※審査結果	
石綿含有建築材料の使用箇所	見取図のとおり		
石綿含有建築材料の使用面積		m ²	
石綿排出等作業の方法	別紙1のとおり		
石綿の濃度の測定計画	別紙2のとおり		
参 考 事 項	石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要	耐火建築物・準耐火建築物 その他の建築物・その他の施設 延べ面積 m ² (階建)	※備考
	注文者の氏名又は名称		
	届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話番号
	下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話番号

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 - 参考事項の欄に掲げる事項は、必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第16条の10第2項第1号に規定する事項のうち石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号から第5号までに規定する事項を記載した書類とみなす。
 - ※印の欄には、記載しないこと。
 - 石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び石綿含有建築材料の使用箇所を記入すること。

石綿排出等作業の方法

石綿含有建築材料の種類及び使用面積		1 吹付け石綿	m ²
		2 石綿含有保温材	m ²
		3 石綿含有耐火被覆材	m ²
		4 石綿含有断熱材	m ²
		5 石綿含有成形板	m ²
石綿排出等作業の期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
石綿含有建築材料の処理方法		除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()	
集 じん ・ 排 気 装 置	種類・形式・設置数		
	排気能力 (m ³ /min)	(1時間当たりの換気回数 回)	
	使用するフィルタの種類 及びその集じん効率 (%)		
使用する資材及びその種類			
その他の石綿の排出又は飛散の抑制 方法			
の 排 処 出 理 水	措置の内容		
	処理装置の設置場所	見取図のとおり	
掲 示 板	設置予定年月日	年 月 日	
	設置場所	見取図のとおり	

- 備考
- この様式は、石綿排出等作業ごとに作成すること。
 - 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の石綿排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
 - その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法の欄には、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第9の2第1号の表各項下欄に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
 - 措置の内容の欄には、措置の方法、処理装置の能力及び効率並びに散水量の最大値を記入すること。
 - 作業場を隔離する場合は、作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。
 - 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第9の2第1号の表に規定する排水を処理するための装置の設置場所及び同規則別表第9の2第2号の表に規定する掲示板の設置場所を示す見取図を添付すること。

大気中の石綿の濃度の測定計画

石綿排出等作業の開始前	測定実施予定年月日	年 月 日
	測定の場所	見取図のとおり
石綿排出等作業の期間中	石綿排出等作業の場所及び測定実施予定年月日	石綿排出等作業の場所 : 石綿排出等作業の実施期間 (実作業日数) : 月 日 ~ 月 日 (日) ----- 年 月 日
		石綿排出等作業の場所 : 石綿排出等作業の実施期間 (実作業日数) : 月 日 ~ 月 日 (日) ----- 年 月 日
		石綿排出等作業の場所 : 石綿排出等作業の実施期間 (実作業日数) : 月 日 ~ 月 日 (日) ----- 年 月 日
	測定の場所	見取図のとおり
石綿排出等作業の完了後	測定実施予定年月日	年 月 日
	測定の場所	見取図のとおり

- 備考 1 「石綿排出等作業の場所」には、当該石綿排出等作業の場所を特定するための一連の記号を付すとともに、見取図には、石綿排出等作業の場所を当該記号を使用して示すこと。
- 2 石綿排出等作業の期間中の欄で、測定の対象となる石綿排出等作業の場所が4箇所以上となるときは、記入欄を増加させること。また、2回以上濃度の測定を行わなければならない場合には、測定実施予定年月日をすべて記入すること。
- 3 大気中の石綿の濃度の測定の場所を示す見取図を添付すること。

石綿濃度測定計画届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住所
氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の8の規定により、大気中の石綿の濃度の測定計画について、次のとおり届け出ます。

石綿排出等作業の開始前	測定実施予定年月日	年 月 日
	測定の場所	見取図のとおり
石綿排出等作業の期間中	石綿排出等作業の場所及び測定実施予定年月日	石綿排出等作業の場所 : 石綿排出等作業の実施期間（実作業日数） : 月 日～ 月 日（ 日） ----- 年 月 日
		石綿排出等作業の場所 : 石綿排出等作業の実施期間（実作業日数） : 月 日～ 月 日（ 日） ----- 年 月 日
		石綿排出等作業の場所 : 石綿排出等作業の実施期間（実作業日数） : 月 日～ 月 日（ 日） ----- 年 月 日
	測定の場所	見取図のとおり
石綿排出等作業の完了後	測定実施予定年月日	年 月 日
	測定の場所	見取図のとおり

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 3 「石綿排出等作業の場所」には、当該石綿排出等作業の場所を特定するための一連の記号を付すとともに、見取図には、石綿排出等作業の場所を当該記号を使用して示すこと。
 4 石綿排出等作業の期間中の欄で、測定の対象となる石綿排出等作業の場所が4箇所以上となるときは、記入欄を増加させること。また、2回以上濃度の測定を行わなければならない場合には、測定実施予定年月日をすべて記入すること。
 5 大気中の石綿の濃度の測定の場所を示す見取図を添付すること。